

高等学校における日本語指導の制度化及び充実方策について (報告)

令和３年９月

高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議

目次

1. はじめに	2
(1) 日本語指導が必要な児童生徒を取り巻く現状と課題	2
(2) 検討の経緯	3
2. 高等学校等における日本語指導の制度化の必要性等	4
(1) 高等学校等における日本語指導が必要な生徒を取り巻く課題と日本語指導の制度化の必要性・期待される効果について	4
(2) 制度化に当たって配慮すべき事項について	7
3. 高等学校等における日本語指導の制度化の在り方	7
(1) 基本的な考え方	7
(2) 教育課程上の位置付けについて	8
(3) 日本語指導の対象とする生徒について	9
(4) 指導の内容について	9
(5) 指導の実施形態について	10
(6) 指導時間・単位数について	10
(7) 指導計画の作成について	10
(8) 単位認定、学習評価について	11
(9) 全日制・定時制・通信制の課程ごとの制度設計の違いについて	11
(10) 指導に当たる教員等について	12
4. 高等学校等における日本語指導の制度化に当たっての充実方策	12
(1) 学校の体制整備等について	12
(2) 学校における学習指導の工夫等について	13
(3) 教育委員会の役割について	13
(4) 国の役割について	15
5. おわりに	16
報告の概要	18
参考資料	20

1. はじめに

(1) 日本語指導が必要な児童生徒を取り巻く現状と課題

- 近年、我が国に在留する外国人は増加の一途をたどっており、それに伴い、公立の小学校・中学校・高等学校等¹に在籍する日本語指導が必要な外国籍児童生徒も年々増加している。また、国際結婚家庭で生まれ育った子供のように、日本国籍ではあっても日本語指導を必要とする児童生徒も増加しており、文部科学省が平成 30 年度に実施した「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査²」（以下「受入状況等調査」という。）においては、これらの児童生徒は5万人を超える状況となっている。
- 外国籍の児童生徒については、国際人権規約³や児童の権利に関する条約⁴を踏まえて、その保護者が公立義務教育諸学校への就学を希望する際には、無償で受け入れることとしている。このため、公立小・中学校等⁵においては、外国人児童生徒をはじめとする日本語指導が必要な児童生徒に対し、在籍学級以外の場所で日本語等の指導を行ったり、在籍学級での授業中に母語支援員⁶等が学習のサポートを行ったりするような取組が実施されてきた。
- 平成 26 年 1 月には、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育の充実を図るため、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。）を改正し同年 4 月から、義務教育段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別の指導を実施する制度⁷を導入したところである。また、文部科学省においては、「学校教育における JSL カリキュラム⁸」及び「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA⁹」（以下「DLA」という。）を開発し、小・中学校等において、「特別の教育課程」の編成・実施を含め、日本語の指導等の促進を図ってきた。

¹ 義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校を含む。

² 平成 3 年度から調査を開始し、現在は隔年度で実施している。調査時点は 5 月 1 日。なお、同調査において、「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指すこととしている。

³ 1966 年の国連総会において採択され、1976 年に発効。日本は 1979 年に批准。世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。このうち、社会権規約において、教育に関する権利が定められている。

⁴ 1989 年の国連総会において採択され、1990 年に発効。日本は 1994 年に批准。本条約においては、18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定している。

⁵ 義務教育学校、中等教育学校前期課程並びに特別支援学校小学部及び中学部を含む。以下同じ。

⁶ 外国人児童生徒等の母語を話すことのできる支援者を指す。児童生徒や保護者と教師等の間の通訳や、母語による学習の補助、相談支援などを行う。

⁷ 小・中学校等の義務教育段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒に対し、年間 10 単位時間～280 単位時間を標準とし、日本語の能力に応じた特別の指導を別室等で受ける指導形態を指す。

⁸ 文部科学省において、日本語指導と教科指導を統合し、学習活動に参加するための力の育成を目指して開発したカリキュラム。平成 15 年 7 月に小学校編を、平成 19 年 3 月に中学校編を公表した。

⁹ 平成 26 年 1 月に文部科学省が発行した、学校において利用可能な日本語能力測定のためのアセスメントツール。「JSL」は Japanese as a Second Language の略。「DLA」は Dialogic Language Assessment の略である。

- また、平成 29 年 3 月には公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）を改正し、これまで加配定数であった日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員定数を、令和 8 年度までの 10 年間で計画的に基礎定数化することとしたところである。
- しかし、受入状況等調査によると、日本語指導が必要な児童生徒のうち 2 割程度は、日本語の指導や教科の補習等の特別な指導を受けられていない状況にあることが明らかになっており、学校における指導の更なる充実が望まれる状況にある。

（２）検討の経緯

- 平成 30 年 12 月に出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）が改正され、平成 31 年 4 月から、新たな在留資格「特定技能」が創設されたことを踏まえ、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図るという観点から、外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議において、平成 30 年 12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策¹⁰⁾」（以下「総合的対応策」という。）が決定され、外国人の高校生等に対する支援に取り組むことが盛り込まれた。
- また、令和 2 年 3 月には、外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議が取りまとめた報告「外国人児童生徒等の教育の充実について」において、高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方について、検討を進める必要がある旨が提言された。さらに、令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（以下「中教審答申」という。）においても、同様の提言が行われたところである。
- こうした提言を踏まえ、令和 3 年 4 月に「高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議」が設置され、関係者からのヒアリングを交えつつ議論を重ねてきた。本報告は、これまでの議論のまとめとして、高等学校等¹¹⁾における日本語指導の制度化及び充実方策について、文部科学省に対して提言するものである。

¹⁰⁾ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」は平成 30 年の決定の後、毎年度改訂されているが、いずれの改訂においても、高等学校段階の外国人生徒等に対する支援が盛り込まれている。

¹¹⁾ 中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。

2. 高等学校等における日本語指導の制度化の必要性等

(1) 高等学校等における日本語指導が必要な生徒を取り巻く課題と日本語指導の制度化の必要性・期待される効果について

- 高等学校等は、中学校等¹²卒業後の 98.8%の者が進学¹³し、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、初等中等教育最後の教育機関であり、その教育を通じて、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関等や社会での活動へと接続させていくことが期待されている。
- また、高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒（外国籍・日本国籍）については年々増加しており、平成 30 年度の受入状況等調査によると 4 千人を超え、10 年前の 2.7 倍増¹⁴という状況になっている。
- 我が国の公立高等学校の入学者選抜については、元々「高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行なう」という、いわゆる「適格者主義」の考え方がとられていたが、この考え方は、高等学校への進学率が高まるにつれて変遷し、平成 11 年の中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」においては、後期中等教育機関への進学希望者を後期中等教育機関全体で受け入れられるよう、適切な受験機会の提供や条件整備に努める必要があるとの提言がなされている。
- こうした経緯を踏まえて、外国籍の生徒の高等学校等への進学についても、教育委員会や各学校において、進路指導や進学ガイダンスを通じた進学促進の取組が進められている。また、公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒特別定員枠の設置や外国人生徒に対する受検上の配慮（試験教科数の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）を実施する例もあり、今後、高等学校等に進学する日本語指導が必要な生徒は更に増加することが予想される。
- 他方、受入状況等調査により、日本語指導が必要な高校生等¹⁵については、中途退学率の高さや就職者における非正規就職率の高さ、大学等への進学率の低さなどの課題が明らかとなっている。

¹² 義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。

¹³ 令和元年度学校基本調査による。

¹⁴ 平成 20 年 5 月 1 日時点での高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は、外国籍 1,365 人、日本国籍 197 人、合計が 1,562 人。平成 30 年 5 月 1 日時点では、外国籍 3,677 人、日本国籍 495 人、合計が 4,172 人。

¹⁵ 中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部に在籍する生徒を含む。

【日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 30 年 5 月）】

○日本語指導が必要な高校生等の中途退学の状況 378 人（9.6%）

（参考）全高校生等（特別支援学校の高等部は除く）の中途退学の状況 28,929 人（1.3%）

○日本語指導が必要な高校生等の大学等進学状況 297 人（42.2%）

（参考）全高校生等の大学等進学状況 533,118 人（71.1%）

○日本語指導が必要な高校生等の非正規就職状況 98 人（40.0%）

（参考）全高校生等（全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ）の非正規就職状況 6,746 人（4.3%）

○日本語指導が必要な高校生等で卒業後に進学も就職もしていない者の状況 128 人（18.2%）

（参考）全高校生等で卒業後に進学も就職もしていない者の状況 50,373 人（6.7%）

※全高校生等のデータは「平成 29 年度学校基本調査」「平成 30 年度学校基本調査」「平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から算出。各調査が調査対象に含める高等学校の課程が異なるため、データごとに母数が異なる。

○ さらに、「日本語指導が必要な生徒」と一くくりに表現しているが、義務教育段階の教育課程を海外で修了した後に日本の高等学校等を受検し、日本語が全く理解できないが母語を基礎とする年齢相応の言語能力は育成されている生徒、幼少期や学齢期に来日又は日本で生まれ育ち、小・中学校等において日本語指導を受けているが、様々な要因から学習に必要な日本語能力が身に付いていない生徒など、そこに含まれる生徒の日本語能力の状況や背景は多様である。高等学校等においては、学習内容が中学校等よりも高度かつ複雑になることから、日本語指導が必要な生徒が各教科等の授業に主体的に参画できるようになるためには、個々の生徒の状況と日本語の能力に応じたきめ細かな指導が求められる。

○ このような課題に対応するため、日本語指導が必要な生徒が多く在籍する高等学校等においては、日本語の学習に関する学校設定教科・科目を置いたり、教科の指導に際して日本語能力・習熟度に応じた少人数指導¹⁶を実施したり、丁寧な指導に取り組んでいる。また、日本語のレベル別に複数の学校設定教科・科目を開設する高等学校等も存在する。

○ 日本語に関するものも含め、学校設定教科・科目は、学校において目標・内容をあらかじめ設定し、それに要する単位数を配当するものであり、その目標・内容は、当該教科・科目を履修する全ての生徒に共通なものとなっている。しかし、個々の生徒の日本語能力の状況や背景などが多様であることを踏まえると、目標・内容が一律に定められている教科・科目のみでは対応が困難な場合も考えられる。実際、学校設定教科・科目を設置して指導を実施している高等学校等にお

¹⁶ 高等学校等において、日本語指導が必要な生徒の日本語能力や学習状況に応じ、各教科等の少人数指導を行うことを指す。その際、多くの高等学校等においては、生徒が理解しやすいよう、分かりやすい日本語を使用して指導を行う、漢字へのルビ振りや生徒の母語に翻訳した教材を用いるなどの指導の工夫を行っている。地域によって、「取り出し指導」「個別対応授業」などの名称で指導が実施されている。

いても、学校設定教科・科目に加えて、始業前・放課後に日本語学習の時間を設けるなど、個別の指導に取り組んでいるという状況がある。

- このような状況に加えて、
 - ・令和3年1月の中教審答申において、高等学校における外国人生徒等への指導の充実を図るため、「特別の教育課程」の適用を含め、取り出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方について検討を進めるべきである旨の提言がなされたこと
 - ・小・中学校等においては、児童生徒の日本語の能力や学習・生活面の状況などの実態を把握して指導の目標と指導内容を明記した個別の指導計画¹⁷を作成し、「特別の教育課程」を編成して日本語指導を行うことが可能となっていることなどを踏まえて、高等学校等においても同様の制度を導入することを検討すべきではないか。
- 「特別の教育課程」編成・実施を可能とすることにより、生徒の日本語の能力や様々な状況を把握した上で、個別の指導目標を設定し、当該生徒に応じたきめ細かな日本語指導を授業時間内に取り組むことが可能となると考えられる。また、日本語に関する学校設定教科・科目の設定による、当該教科・科目の目標に照らして行われる授業と、「特別の教育課程」の編成による個別の指導とを、指導対象である生徒の日本語の能力や状況に応じて、高等学校等において選択することが可能となり、選択の幅が広がることにより、より生徒に適した日本語指導が行われることが望まれる。
- また、高等学校等においても、生徒の日本語能力に応じた指導の目標を定めて「特別の教育課程」を編成し、よりきめ細かな日本語指導を実施することにより、中途退学の防止や卒業後の進路選択の充実なども期待される。
- さらには、日本語指導が必要な生徒を、複数の言語や文化、価値観の下に生まれ育った経験を活かし、グローバルな視点を持って社会で活躍するような人材に育成することも期待される。
- なお、高等学校等において「特別の教育課程」による日本語指導を制度化する際は、中教審答申において提言されているように、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行う必要がある。

¹⁷ 学校において、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握を実施し、その結果に基づき、指導の目標及び指導内容等を盛り込んだ指導計画を指す。

- また、制度化に際しては、日本語指導が必要な生徒が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学習を続けられることを目指し、日本語指導をはじめとしたきめ細かな指導を実施することをその目的と考えることが重要である。

(2) 制度化に当たって配慮すべき事項について

- 高等学校等における「特別の教育課程」編成・実施を制度化する場合は、制度の十分な周知期間を設けるとともに、制度施行までに、高等学校等が日本語指導を実践する際の指針となる資料を提供することも必要である。
- 「特別の教育課程」により別室で指導を受ける生徒が孤立することがないように、他の生徒とともに学ぶ環境づくりに配慮することが重要である。このため、高等学校等における教育活動の中で、多文化共生の考え方に基づく取組や、日本語指導が必要な生徒が自身の母語の力などを積極的に発揮できる場を設けるような取組を促進することが望ましい。
- 日本語指導が必要な生徒の背景や、日本語・母語の力などは多様である。いずれの生徒に対しても、日本社会で生きるために必要な学びの指導・支援が行われることが重要である。特に、日本語指導が必要な生徒が高等学校等において大半の時間を過ごすのは、当該生徒が在籍する学級であるため、在籍学級で他の生徒とともに受ける授業に主体的に参加できるような支援や、授業の中で日本語の定着を図るような配慮が行われることが大切であることも忘れてはならない。

3. 高等学校等における日本語指導の制度化の在り方

(1) 基本的な考え方

- 高等学校等における「特別の教育課程」編成・実施を制度化する場合は、小・中学校等と同様に、生徒の日本語の能力に応じた日本語指導を一定時間、別室等で実施することを基本とする。
- 他方、高等学校等における教育の以下の特徴を踏まえて、制度化に当たってはこれらの考え方を尊重した内容とすべきである。

①多様な課程、学科等

高等学校には、全日制、定時制、通信制の各課程が設置できるとされている¹⁸。

また、普通科、専門学科、総合学科の各学科を置くことができ、高等学校学

¹⁸ 中等教育学校後期課程に準用。

習指導要領により、必履修教科・科目等に加えて、専門学科においては専門教科・科目を、総合学科においては「産業社会と人間」を、全ての生徒に履修させることが必要とされている。

このように、高等学校には多様な課程と学科が存在し、個々の生徒の興味・関心、能力・適性、進路等に応じた特色ある教育を行うことが求められている。

②必履修教科・科目等

全ての高校生が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるために、高等学校学習指導要領において、必履修教科・科目等が設けられている。

③単位による履修・修得と卒業の認定

高等学校においては、高等学校学習指導要領に定める必履修教科・科目及び総合的な探究の時間（以下「必履修教科・科目等」という。）を含む形で、各学校が開設する教科・科目及びその単位数、総合的な探究の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数を設定した上で、生徒が各教科・科目及び総合的な探究の時間を履修し、その成果が教科及び科目の目標又は各学校が定める総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、学校がその単位の修得を認定することとしている。

また、学校においては卒業までに修得させる単位数を 74 単位以上で定め、当該単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了（卒業）を認定することとされている。

- また、全ての高校生が社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けられるよう「共通性の確保」を図りつつ、生徒一人一人の特性等に応じた多様な可能性を伸ばすための「多様性への対応」を併せて進めることによって、高等学校教育の質の確保・向上を目指すことが求められる。この点にも留意し、制度設計の在り方について、以下に検討の結果をまとめる。

（２）教育課程上の位置付けについて

- 小・中学校等において日本語指導が必要な児童生徒に対し、特別の指導を行う必要がある場合は「特別の教育課程」によることができる旨、施行規則によって定められている。また、平成 26 年の文部科学省告示（以下「告示」という。）において、「特別の教育課程」による日本語の指導を小・中学校等の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるとされている。

「特別の教育課程」編成・実施を教育課程上にどのように位置付けるかについては、上記の小・中学校等における取扱いを踏まえた内容とすべきではないか。

○ その際、各高等学校等においては、「特別の教育課程」による指導を一定程度実施した後に必修教科・科目等を履修するなど、生徒の日本語能力を踏まえた適切な教育課程の編成が可能となるような配慮を行うべきである。

○ なお、高等学校等において「特別の教育課程」編成・実施の制度を導入した場合も、当然のことながら、日本語に関する学校設定教科・科目を設置し、日本語指導が必要な生徒に対する指導を行うことも引き続き可能である。高等学校等においては、当該学校に在籍する日本語指導が必要な生徒の日本語能力等の状況に応じて、学校設定教科・科目の設定による当該教科・科目の目標に照らして行われる授業と、「特別の教育課程」の編成による個別の指導のいずれかを選択して実施することや、学校設定教科・科目と「特別の教育課程」による指導を組み合わせることも可能であり、高等学校等において、きめ細かな日本語の指導に取り組むことができるよう、生徒の状況に応じた指導の形態に配慮することが重要である。

（３）日本語指導の対象とする生徒について

○ 小・中学校等においては、施行規則により、「日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合」に「特別の教育課程」編成・実施ができることと定められている。小・中学校等において実施されている日本語指導との継続の観点を考慮し、高等学校等における「特別の教育課程」編成・実施の対象については、小・中学校等における対象者の考え方と同様にすべきではないか。

○ なお、高等学校等において「特別の教育課程」編成・実施の対象とすることが適当である旨を判断するに当たっては、日本語指導に関する知見を有する者が参加し、多面的な観点から判断することが望ましい。その際、小・中学校等における日本語指導との継続性の観点から、DLA において示された JSL 評価参照枠¹⁹を活用し、判断の参考とすることが考えられる。

（４）指導の内容について

○ 「特別の教育課程」を編成して実施する指導は、小・中学校等と同様に、生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、日本語を用いて行われる各教科等の学習に取り組むことができることを目的とする指導、とすることが適当ではないか。

¹⁹ DLA において、日本語の力の段階をステージ 1～6 の 6 段階に分け、日本語指導が必要な児童生徒の在籍学級における学習への参加の状況や、今後の支援の内容を整理したもの。

- なお、中学校等において「特別の教育課程」による日本語指導を受けた生徒が高等学校等においても指導の対象となる場合については、その指導内容等を踏まえた上で、高等学校等において「特別の教育課程」編成を行うことが重要である。
- また、文部科学省において、「高等学校における日本語指導体制整備事業²⁰」により、高等学校等が生徒の実態に応じて日本語指導等の内容を構成しカリキュラムを作るためのガイドラインを開発し、高等学校等に提供することが求められる。その際、高等学校等や日本語指導を担当する教師が活用しやすいように、高等学校等における日本語指導の取組の事例を課程別・学科別に示すなどの工夫をすることが望ましい。

(5) 指導の実施形態について

- 「特別の教育課程」による日本語指導については、指導を受ける生徒の在籍校で行われることが原則であるが、指導者の確保が困難である場合や、日本語指導が必要な生徒の在籍が多い近隣高等学校等においてきめ細かな日本語指導を受けることができる場合などについて、他の高等学校等において日本語の指導を受け、それを在籍校の教育課程内で行われたものとみなす仕組みが必要である。
- なお、このような仕組みを活用し、「拠点校」となる高等学校に日本語指導を担当する教師や支援人材を配置し、近隣の高等学校等から日本語指導が必要な生徒が通級するような体制を構築することが考えられる。また、地理的条件から通級が困難な場合においては、ICT を活用した遠隔での日本語指導を実施することも望ましい。

(6) 指導時間・単位数について

- 小・中学校等において「特別の教育課程」による日本語指導を実施する際には、その授業時数は年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とすることが告示において定められている。高等学校等において日本語指導を実施する際の指導時間・単位数については、小・中学校等における日本語の指導の授業時数の標準を一つの目安として検討することが考えられるのではないかな。

(7) 指導計画の作成について

- 小・中学校等において「特別の教育課程」を編成するに当たっては、児童生徒の日本語の能力や生活・学習状況等の様々な観点から多面的な実態把握を行い、その内容に基づいて指導の目標及び指導内容等を明記した「個別の指導計画」の作成に努めることとされている。

²⁰ 文部科学省が実施する委託事業。令和 3 年度においては、国立大学法人東京学芸大学が受託。

- 高等学校等においても「特別の教育課程」を編成する場合には、生徒の日本語能力等の実態を踏まえた個別の指導計画を作成することが適当ではないか。なお、中学校等において「特別の教育課程」による日本語指導を受けた生徒が高等学校等においても指導を受ける場合は、中学校等から高等学校等に個別の指導計画が引き継がれるような仕組みを検討することが重要である。

(8) 単位認定、学習評価について

- 小・中学校等における「特別の教育課程」の編成・実施については、日本語の能力や生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な観点について総合的に把握し、学習評価を実施することとされている。高等学校等において「特別の教育課程」編成を制度化する場合も、同様に学習評価を実施し、その結果に基づいて単位を修得したことを認定する必要があるのではないかと。
- なお、日本語の能力の変容の把握、個別の指導計画の見直し等に際しては、JSL評価参照枠や文化審議会国語分科会において検討が進められている「日本語教育の参照枠²¹⁾」の活用を検討することも重要である。
- また、「高等学校における日本語指導体制整備事業」により作成される指導体制構築の手引と日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインにおいて、現在、高等学校等において行われている日本語指導や日本語指導が必要な生徒を対象とした各教科等の授業の学習評価の事例を示し、参照できるようにすることが望ましい。

(9) 全日制・定時制・通信制の課程ごとの制度設計の違いについて

- 受入状況等調査によると、公立高等学校の全日制・定時制・通信制の課程のいずれにも日本語指導が必要な生徒が在籍している²²⁾。このため、全日制・定時制・通信制の全ての課程において、「特別の教育課程」を編成し日本語指導を行うことができるようにすることが適当ではないか。
- 全日制・定時制・通信制の課程のいずれにおいても、学校生活や学習への適応を図るためにきめ細かな日本語指導を実施することが重要であることに変わりはなく、「特別の教育課程」編成・実施に係る基本的な制度設計について、違いを設ける必要はないのではないかと。なお、それぞれの課程の特色を生かした教育を行うことを考慮して「特別の教育課程」を編成することが望ましい。

²¹⁾ 日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会日本語教育小委員会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和2年11月に一次報告、令和3年3月に二次報告を取りまとめた。

²²⁾ 平成30年5月1日時点では、日本語指導が必要な外国籍の生徒は全日制に1,569人、定時制に2,088人、通信制に20人、日本国籍の生徒は全日制に232人、定時制に253人、通信制に10人在籍している。

(10) 指導に当たる教員等について

- 「特別の教育課程」を編成して行う日本語指導は、対象の生徒に対し別室等において日本語の授業を実施するものである。このため、指導を担当するのは高等学校等の教師が適切であると考ええる。なお、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）において、教諭・講師等を指す「教育職員」は、各相当の免許状を有する者でなければならないと規定されていることから、高等学校等において「特別の教育課程」による日本語指導を担当する教師は、高等学校教諭免許状を有する必要がある。
- 日本語指導を担当する教師については、生徒一人一人の実態を把握した上で、指導計画の作成やきめ細かな日本語指導等を行うことが求められる。このため、日本語指導に関する知識や経験を有する教師を担当に充てることが望ましい。また、日本語教育に関する専門知識や児童生徒に対する日本語指導の経験を有する外部人材を活用することは有効であり、このような人材と日本語指導担当教師が連携して指導に当たるような体制を積極的に構築すべきである。

4. 高等学校等における日本語指導の制度化に当たっての充実方策

(1) 学校の体制整備等について

- 日本語指導が必要な生徒が在籍する高等学校等においては、日本語指導や外国人生徒支援の担当を校務分掌に位置付けるとともに、「特別の教育課程」の編成・実施や、生徒の日本語能力・習熟度に応じた各教科等の少人数指導等、きめ細かな指導に必要な教師の確保・配置を含めた、組織的な指導体制づくりに取り組むことが重要である。
- その際、校内において、各教科等の少人数指導等を担当する教師と日本語指導を担当する教師との連携を推進することや、教師の外国人生徒等支援の専門性の向上に取り組むことが期待される。
- また、管理職や日本語指導が必要な生徒の指導に携わる教師が中心となって、教育委員会や NPO・国際交流協会等とも連携し、学校全体で指導体制を構築することが望ましい。また、日本語指導が必要な生徒の指導に当たっては、教師だけでなく、教育委員会・NPO 等から派遣される人材やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携にも留意すべきである。
- 教育課程内における日本語指導の実施等に加えて、放課後等に日本語や教科等の学習ができるような場の確保、ロールモデルとしての大学生・社会人等との交流や学校全体において多文化共生の考え方に基づく取組を進める等、日本語指導

が必要な生徒を包括的に支援することが重要である。

(2) 学校における学習指導の工夫等について

- 高等学校等における日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施等に当たっては、例えば、入学年次においては日本語の指導を実施し、日本語を用いて行われる各教科等の学習に取り組むことが一定程度できるようになった後、翌年次第二学年以降に必履修教科・科目等を履修することができるようにするなど、指導順序の工夫を行うことも考えられる。
- 特に日本語指導が必要な生徒が多く在籍する高等学校等においては、「特別の教育課程」の編成・実施のほか、各教科等の授業について、生徒の日本語能力・習熟度に応じた少人数指導などの指導方法の工夫を行うことも期待される。なお、その際は、学校設定教科・科目の設置又は「特別の教育課程」編成による日本語指導の内容との連携や、教科指導の中での日本語の理解促進を意識した指導を行う必要がある。
- 特に各教科等の学習が遅れがちな生徒に対しては、高等学校等において各教科・科目の選択を適切に指導するとともに、その内容の取扱いについては、増加単位などの必要な配慮を行い、個々の生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫することも大切である。
- また、高等学校外における学修の単位認定の仕組みを活用し、日本語指導が必要な生徒が大学や専修学校等において、日本語教育等の科目を履修することを促進することも考えられる。
- さらに、日本語指導が必要な生徒への指導・支援に当たっては、当該生徒が自身の多様な文化・言語背景を強みとして活かすことや将来の進路選択を意識して取り組むことも重要である。
- 加えて、日本語指導が必要な生徒の学習意欲の向上、進学・就職等の進路選択の支援の観点から、日本語や母語等の外国語の資格・検定試験を活用することも考えられる。

(3) 教育委員会の役割について

- 日本語指導が必要な生徒の高等学校等への進学を促進するため、各地域の実情に応じ、公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や、試験教科数の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等の受検に際しての配

慮を行うことが重要である。また、日本国籍であっても日本語能力に課題のある生徒の受検に際しても、配慮が行われることも期待される。

- NPO や国際交流協会と連携し、日本語指導が必要な生徒が在籍する高等学校等において、「特別の教育課程」の編成・実施も含めた日本語指導が必要な生徒に対する日本語指導やキャリア教育・多文化共生に関する取組の充実などが図られるよう、学校における指導・支援のコーディネーターとなり得る人材²³や日本語指導等の支援を行う人材の派遣などを通じて、学校の指導体制整備を推進する必要がある。
- 日本語指導が必要な生徒が中学校等において受けた指導の内容について、高等学校等への引継ぎを促進するために、中学校等の設置者である市区町村教育委員会と都道府県教育委員会が連携し、適切な引継ぎ体制を構築することが重要である。
- 高等学校等において日本語指導や外国人生徒等の指導に携わる教師の専門性の向上を図るため、現職教師を対象とした研修の実施や充実が必要である。特に、外国人生徒を対象とした進路指導においては、在留資格に対する理解が必要であるため、教育委員会が関係機関・団体と連携し、在留資格に関する研修を実施することも望ましい。また、都道府県教育委員会においては、教員採用の際に、日本語指導に関する知識を有する者を積極的に採用するようなことも期待される。
- また、教師の人事配置に際して、日本語指導や多文化共生・異文化理解等に関する知見・経験を有する教師を、日本語指導が必要な生徒の在籍が多い高等学校等に配置するなど、教師の専門性を活かした取組も望ましい。
- 教育委員会において、日本語指導や外国人生徒等支援に関する取組を充実するため、分掌や担当部署を明確化することが期待される。また、外国人の子供の就学促進から義務教育段階・高等学校段階まで、各発達段階を通じた一貫した支援が重要であり、各担当部署の連携を図ることが望ましい。
- 特に、都道府県が中心となって地域における日本語教育の体制づくりが進められる中においては、教育委員会は都道府県の日本語教育を担当する部局と連携し、地域の国際交流協会や大学等の関係機関、日本語教室等の協力を得て、就学前教育段階から高等学校段階までの一貫した日本語指導の推進を図ることが期待さ

²³ 平成 31 年 3 月に文化審議会国語分科会が取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」において示された地域日本語教育コーディネーターについては、地域の日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言、多様な機関との連携・協力を担うことが役割とされており、必ずしも学校における指導・支援に対応可能な者ばかりではない点に留意が必要。

れる。

(4) 国の役割について

- 高等学校等において「特別の教育課程」編成・実施を制度化した場合は、各高等学校等が指導体制づくりや日本語指導の授業づくりに取り組むことになる。各学校の取組を促進するため、「高等学校における日本語指導体制整備事業」により、指導体制構築の手引と日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインを作成し、教育委員会・学校に提供することが必要である。
- 小・中学校段階の児童生徒の日本語能力の評価については、文部科学省がDLAを示しているが、高等学校等における「特別の教育課程」の制度化を図る際には、高等学校等の生徒の日本語能力を測定・評価するツールの検討が必要である。現在、高等学校等やNPO等において活用されているプレースメントテストや日本語能力の測定ツールなどの収集・分析を行いつつ、検討を進めることを求める。
- 高等学校等における日本語指導等の指導体制整備や日本語指導が必要な高校生等の包括的な支援に取り組む教育委員会を支援するため、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業²⁴」の活用を促進すべきである。
- 日本語指導が必要な生徒の高等学校等への進学状況や、各都道府県における高等学校入学者選抜の際の外国人特別定員枠の設置・受検上の配慮の取組状況を把握することにより、各地域での取組を促進する。
- 「外国人児童生徒等教育アドバイザー²⁵」派遣や「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を活用することなどを通じ、高等学校等に対してスーパーバイズを行う人材を派遣するなど、「特別の教育課程」の制度の活用を促進することも必要である。なお、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」については、各都道府県に対し、高等学校等における日本語指導等の充実が図られるよう、高等学校段階の取組に関するアドバイスができる人材を充実することが望ましい。
- 教育委員会が実施する研修の充実を図るため、(独)教職員支援機構が実施する「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」や文部科学省の「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の活用を促進することも必要である。

²⁴ 文部科学省において、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導体制構築に取り組む地方公共団体に対して実施する国庫補助事業。都道府県・指定都市・中核市を対象に、3分の1の補助率で実施（指定都市・中核市を除く市区町村については、都道府県による間接補助が可能）。令和3年度は、26都道府県（都道府県が間接補助を行う自治体は80市区町村）・15指定都市・18中核市が当該事業による取組を実施している。

²⁵ 増加する外国人児童生徒等の教育の充実を図るため、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実を目的として、令和元年度より文部科学省において運用を開始。令和3年度においては、日本語教育の専門家や学校・教育委員会・NPO等において外国人児童生徒等の指導に長年携わる有識者等31名をアドバイザーに委嘱し、教育委員会等に派遣している。

- 高等学校教諭免許状を取得できる課程を置く大学に対し、文部科学省が開発した「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム²⁶」や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の活用を促すことにより、日本語指導や外国人生徒の支援に関する知見を有した教師の育成が期待される。
- 高等学校教諭免許状を取得できる課程を置く大学に対し、文化庁による委託事業「日本語教育人材養成研修カリキュラム等開発事業²⁷」を活用するなどして日本語教師²⁸養成課程も併せて履修・修了できる課程編成を推奨することにより、日本語教育に関する専門性も身に付けた教員を養成する環境整備が期待される。
- 「外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）」（令和2年3月外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議）において提言されたように、例えば、特別免許状や特別非常勤講師制度を活用することにより、日本語教師が学校の教師と同様に「特別の教育課程」による日本語指導を担うことができるような方策について、文化庁における日本語教師の資格の在り方についての検討状況も踏まえながら、その必要性も含めて検討を進める必要がある。
- 「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）及び総合的対応策等を踏まえ、地域日本語教育の体制づくりを支援し、日本語指導が必要な生徒が、地域においても、生活に必要な日本語を学ぶことができる環境を整えることが期待される。

5. おわりに

- 日本語指導が必要な児童生徒が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学校生活を送り、学習を続けられるようにするためには、進学や就職等の進路選択を支援することが重要である。
- 特に、高等学校段階については、大学・専修学校等への進学や就職が間近に迫っており、日本語指導が必要な生徒にとって、自身のキャリア形成を考える重要な時期である。このため、彼らが日本語の能力を伸ばし、高等学校等において行われる様々な学習活動に主体的に参加し、将来、自立するための力を養うことができるよう、学校・教育委員会・国がそれぞれの立場で関係機関・団体と連携し

²⁶ 外国人児童生徒等の教育に携わる教師等の専門性の向上のため、教育委員会、学校、大学等における養成・研修に資する体系的なモデルプログラムについて、文部科学省が日本語教育学会に開発を委託したもの（平成29年度～令和元年度）。

²⁷ 文化審議会国語分科会が取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」で示す「日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容について」に基づく養成・研修を実施する委託事業。

²⁸ 文化審議会国語分科会「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」に示された、日本語教師に求められる資質・能力を身に付け、日本語学習者に直接日本語を指導する者。学校における「日本語指導担当教師」は教員免許状を有する教育職員であり、日本語教師とは位置付けが異なる。

つつ、支援の取組を着実に進める必要がある。

- こうした考えの下、本検討会議においては、高等学校等における日本語指導の充実のため、「特別の教育課程」編成の制度化について、その必要性や制度化により期待される効果、具体的な制度設計や充実方策について提言を行った。

今後、文部科学省において、制度化に向けた必要な制度改正を速やかに実施するとともに、新たな制度が高等学校等において適切に実施され、日本語指導が必要な生徒への有効な支援方策の一つとなるよう、関連施策の充実にも期待したい。

- また、こうした取組を進めることにより、大学等への進学を希望する生徒も増加する可能性がある。大学によっては外国人生徒等を対象とした特別選抜を実施している事例もあり、文部科学省においては、こうした他の模範となる取組を促進するなどの方策を講じることが期待される。また、進学を希望する生徒を後押しできるよう、奨学金等の経済的支援の在り方についても、今後、検討することが期待される。

- さらに、「特別の教育課程」編成による日本語指導を制度化した後は、各地方公共団体における取組状況のフォローアップを行うとともに、制度の在り方や充実方策の内容等について、見直しを行うことも必要であると考ええる。このような取組を通じて、高等学校等における日本語指導等の実施体制が整備され、進学・就職等、ライフステージの次の段階に進む生徒が希望を持って歩みを進めること、また、彼らの活躍が共生社会の発展につながることを切に願うものである。

報告の概要

高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）概要

現状と検討の背景

- ・ 高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加しており、平成30年度で4千人を超える状況（10年前の2.7倍）
- ・ 義務教育段階においては、「特別の教育課程」を編成して日本語の特別の指導を実施しているが、高等学校段階では同様の制度が導入されていない
- ・ 令和3年1月の中教審答申において、高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語指導の制度的な在り方等の検討を進めることが提言

制度化の必要性等

- ・ 日本語指導が必要な生徒の在籍が多い高等学校では、日本語に関する学校設定教科・科目を設置して指導が行われている
 - ・ しかし、日本語指導が必要な生徒の日本語の能力は様々であり、個々の生徒の状況に応じたきめ細かな日本語の指導が必要
- ⇒ 高等学校においても「特別の教育課程」編成・実施の制度を導入し、**生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要がある**

制度化の在り方

- ・ 義務教育段階における「特別の教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、高等学校における教育の特徴（多様な課程・学科の設置、必修修教科・科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等）を尊重した内容とすべき

教育課程上の位置付け	指導計画の作成	日本語指導の能力等に応じた指導の目標・指導内容等を明記した「個別の指導計画」を作成 ※中学校で「特別の教育課程」による指導を受けていた生徒が、高等学校でも特別の指導を受ける場合は、指導計画が中学校から引き継がれる仕組みが必要
日本語指導の対象とする生徒	単位認定、学習評価	日本語の能力等を多面的な観点について把握して学習の評価を実施し、その結果に基づいて単位を修得したことを認定
指導の内容	全日制・定時制・通信制の課程ごとの制度設計の違い	全ての課程において、「特別の教育課程」を編成し日本語指導を行うことを可能とする
指導の実施形態	指導に当たる教員等	高等学校教諭免許状を有する教師が担当し、日本語指導の専門知識を有する外部人材も積極的に活用すべき
指導時間・単位数		

充実方策

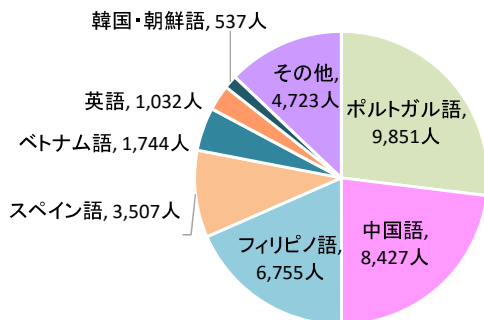
- ・ 高等学校は、教育委員会・NPO等と連携し、組織的な指導体制づくりに取り組むことが重要。日本語指導に加えて、キャリア教育や多文化共生等の取組も推進すべき
- ・ 教育委員会は、関係機関と連携した専門人材派遣や中学校と高等学校の連携体制構築、教師の専門性の向上に取り組むことが必要
- ・ 国は、指導体制構築の手引と日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインを作成し、教育委員会・学校に提供するとともに、補助事業やアドバイザー派遣事業を活用し、高等学校等の指導体制構築を支援する

参考資料

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

- 外国人がその保護する子を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、**国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れて**おり、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。
 - 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒(日本国籍含む)は**10年間で1.5倍増(平成30年度に5万人超)**。
 - 他方、こうした児童生徒のうち**2割以上が、日本語指導等の特別な指導を受けることができていない**。
 - また、令和元年度の調査では、**約2万人の外国人の子供が、就学していないか、就学状況が確認できていない状況**にあることが明らかに。
- ⇒ 外国人の子供の**就学促進**を図り、日本語指導が必要な児童生徒に対する**指導・支援体制を充実**させるとともに、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図る。

多様化の進展(外国人児童生徒の母語)

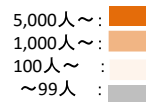


※公立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍児童生徒数 36,576人

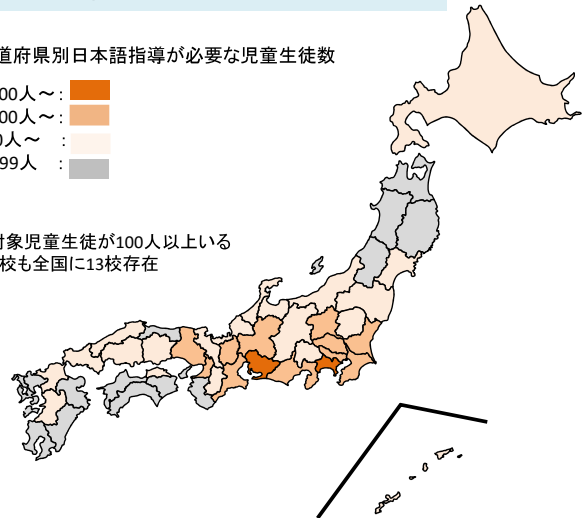
出典: 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成30年度)」

集住・散在化(学校への在籍状況)

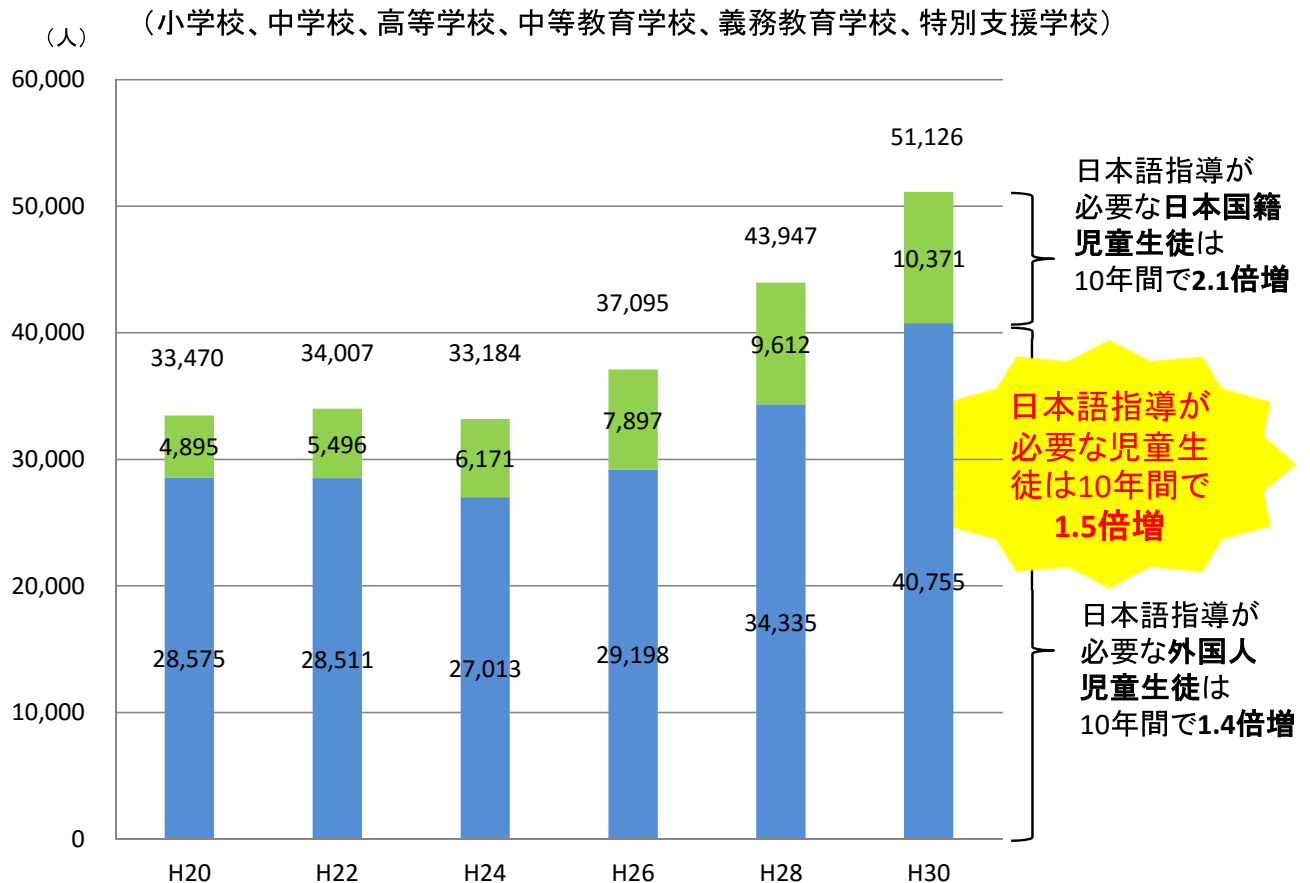
都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数



※対象児童生徒が100人以上いる学校も全国に13校存在

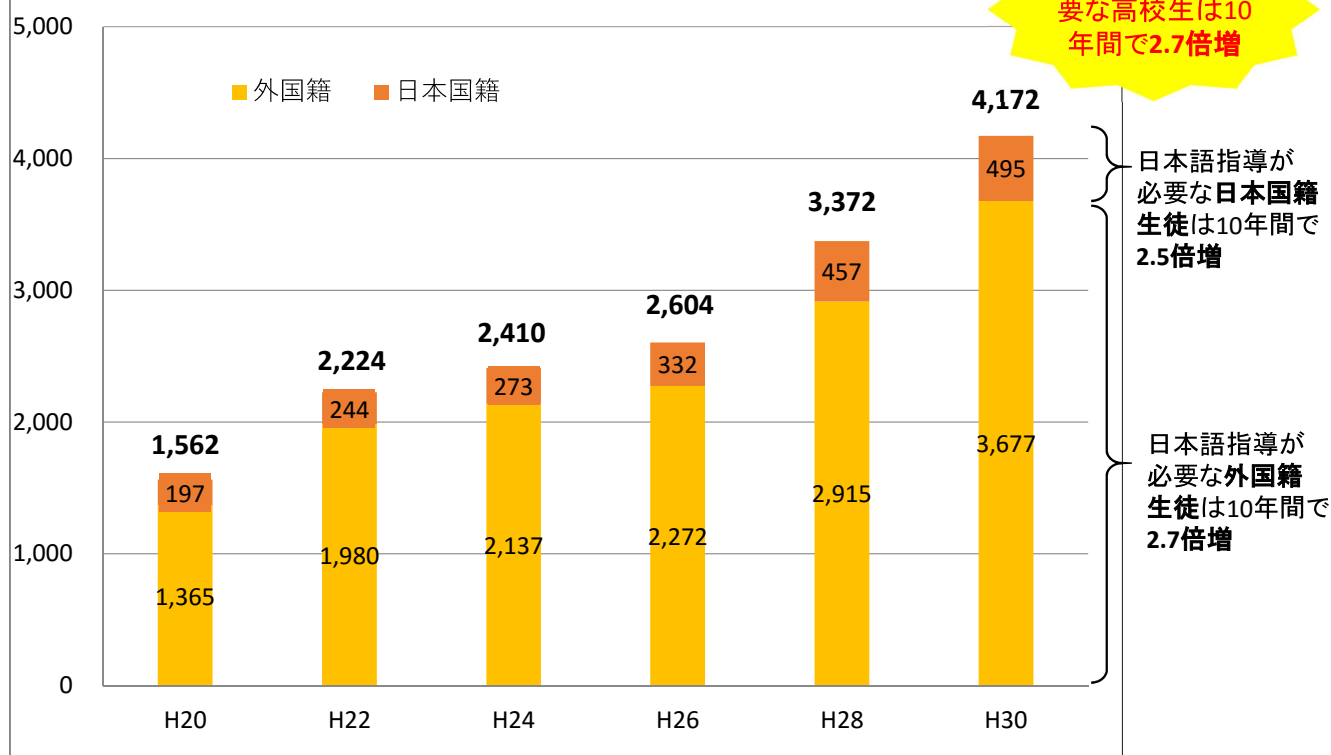


公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成30年度)」

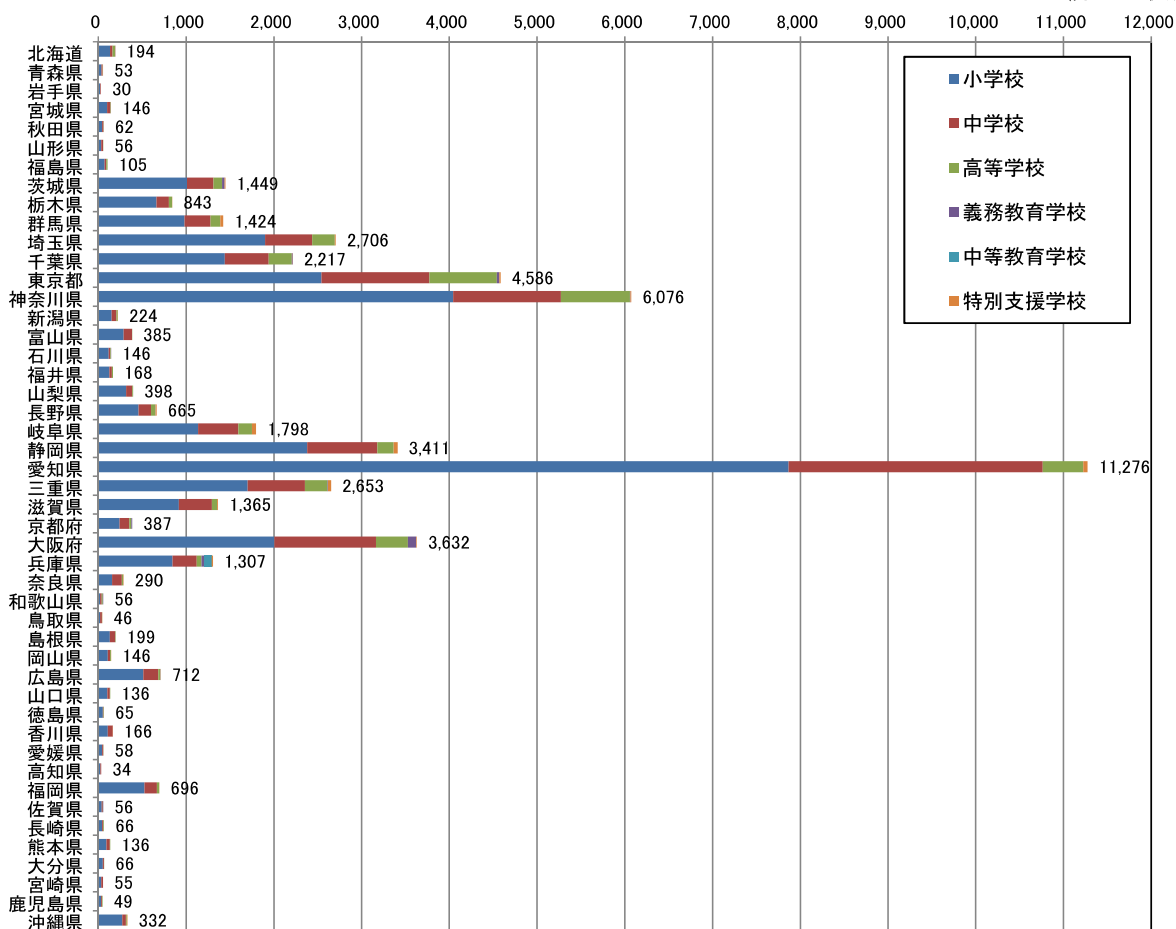
公立高等学校における日本語指導が必要な生徒数の推移



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計

(児童・生徒数：人)

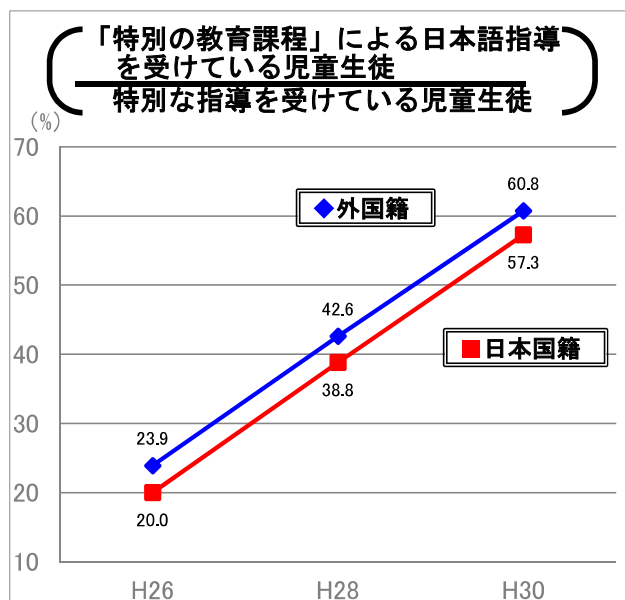
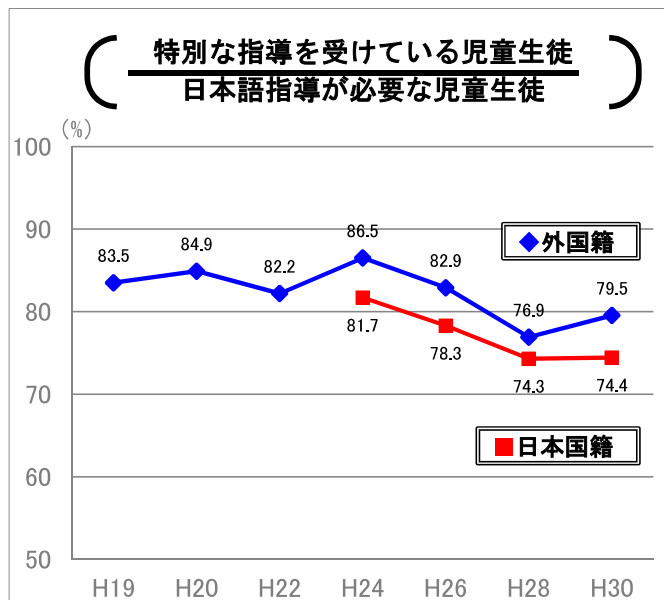


帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で79.5%（2.6㊦増）、日本国籍の者で74.4%（0.1㊦増）となっている。

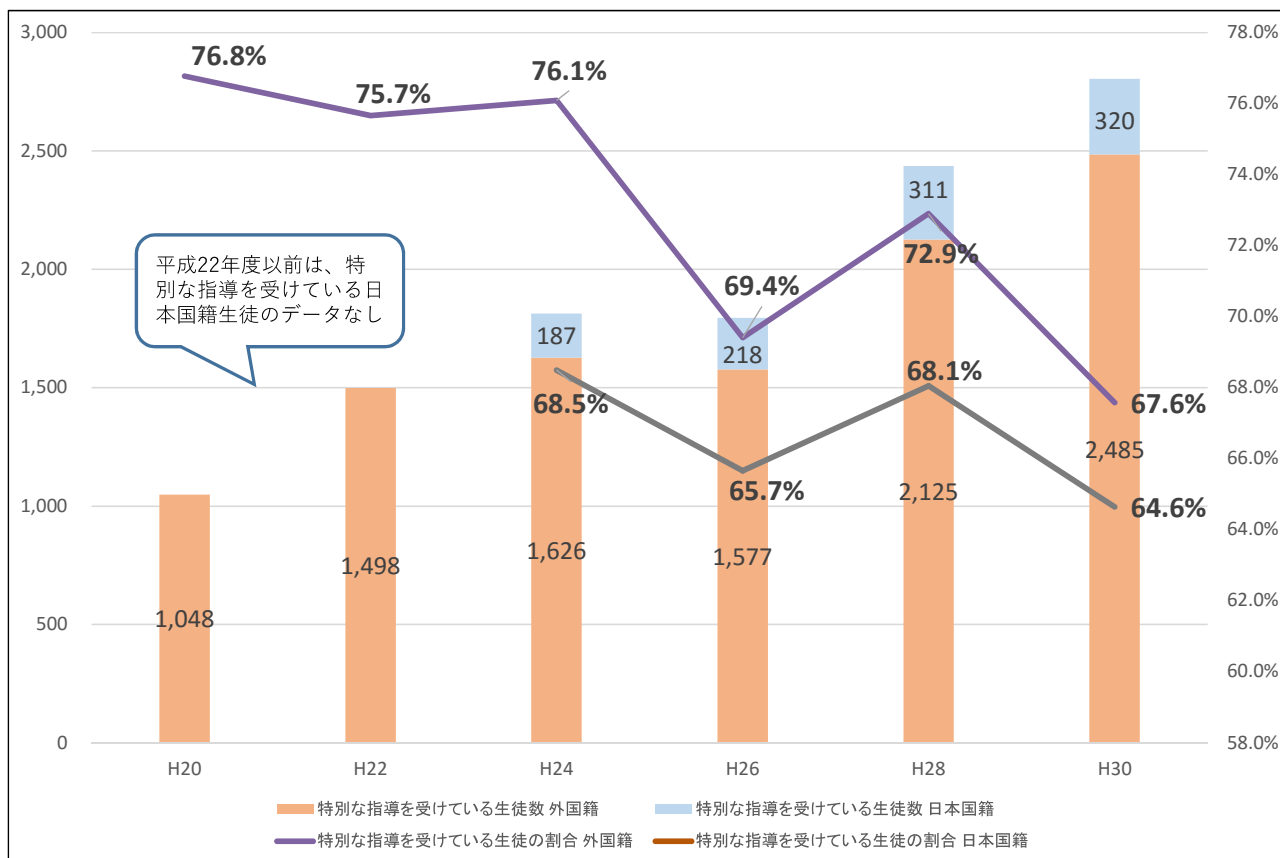
このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(※)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ60.8%（18.2㊦増）、57.3%（18.5㊦増）となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成30年度）」

日本語指導が必要な高校生のうち、特別な指導を受けている生徒の推移



（出典）文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

平成29年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。

※全高校生等のデータは、「平成29年度学校基本調査(※1)」、「平成30年度学校基本調査(※2)」及び「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(※3)」を基に算出。

1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	3,933	378	9.6%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	2,295,416 (※1)	28,929 (※3)	1.3%

2. 進路状況

①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※4)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	704	297	42.2%
全高校生等	750,315 (※2)	533,118 (※2)	71.1%

(※4)短期大学、専門学校、各種学校を含む

②就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	245	98	40.0%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	158,135 (※2)	6,746 (※2)	4.3%

③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	704	128	18.2%
全高校生等	750,315 (※2)	50,373 (※2)	6.7%

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

公立高等学校における受入れ「令和2年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」結果から

①帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の状況について

	試験教科を軽減している	学科試験を実施しない	その他	配慮は行っていない(一般の選抜と同様に実施)
帰国生徒	15 (15)	2 (2)	22 (23)	12 (11)
外国人生徒	16 (14)	1 (1)	27 (25)	12 (13)

※入学者選抜の実施に際して、帰国・外国人生徒に対する配慮を実施している都道府県の数に記載。

※「その他」に該当する内容
・出題文の漢字にルビを振る
・辞書の持ち込みを許可する
・試験時間の延長 等

②各学校における特別定員枠の設定状況

	特別定員枠を設定している
帰国生徒	18 (18)
外国人生徒	16 (14)

※帰国・外国人生徒について、特別定員枠を設定している学校数を回答した都道府県の数に記載。

③編入学試験の実施方法について

	学科試験を実施している	学科試験を実施しているが、試験教科を軽減している	学科試験を実施していない(面接・作文等のみ)	その他
帰国生徒	22 (21)	3 (4)	3 (3)	25 (25)
外国人生徒	22 (20)	2 (3)	2 (3)	26 (26)

※編入学試験の実施方法について、それぞれに該当する都道府県の数に記載。

※同一の県において、「学科試験を実施している」高校と「試験教科を軽減している」高校の両方が存在する、などのケースがあるため、合計が47都道府県にはならない。

※全ての表において、()内は前年度の調査結果。

帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

1.指導体制の確保・充実	- 日本語指導が必要な児童生徒に対する「<u>特別の教育課程</u>」の制度化（平成26年度～） - 義務標準法に基づく「<u>日本語指導に必要な教員の基礎定数</u>」（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置） 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、<u>日本語指導補助者・母語支援員の派遣、I・C・Tを活用した教育・支援</u>等を推進
2.日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	（独）教職員支援機構における「<u>指導者養成研修</u>」の実施 - 外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「<u>モデルプログラム</u>」の開発（令和元年度） <u>外国人児童生徒等教育アドバイザー</u>の教育委員会等への派遣（令和元年度～） 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の運営
3.就学状況の把握、就学の促進	「定住外国人の子供の就学促進事業」により、<u>就学状況・進学状況の調査</u>等を実施する自治体を支援 - 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月） - 日本語教育推進法の基本方針に基づき、<u>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針</u>を发出（令和2年7月）。学齢簿における外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勧奨等を推進
4.中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、<u>進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポート</u>に資する取組、<u>放課後や学校内外での居場所づくり</u>に資する取組等を推進 - 上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学選抜における<u>外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定</u>や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月） <u>夜間中学</u>の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）
5.異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<u>異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方</u>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て<u>調査研究</u>を実施（令和2年度～） - 外国人幼児のための就園ガイドを多言語で作成・周知

外国人児童生徒等教育を進める仕組み

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和2年7月14日改訂）

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定）

中央教育審議会答申（令和3年1月） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ

これまでに作成した参考資料など

○外国人児童生徒受入れの手引き

（外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

○就学ガイドブック

（日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブック）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

○学校教育におけるJSLカリキュラム

（日本語指導と教科指導を統合して指導するためのカリキュラム）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm（小学校）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm（中学校）

○外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～

（日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

○外国人児童生徒教育研修マニュアル

（教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm

○情報検索サイト「かすたねっと」

（教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト）

<http://www.casta-net.jp/>

学習指導要領等における記載①

「小学校学習指導要領」（平成29年3月告示） ※中学校においても同様の記載あり

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

- ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。
- イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」（平成29年7月）の概要 ※中学校においても同様の記載あり

第3章 教育課程の編成及び実施

第4節 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(2) 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導

① 学校生活への適応等(第1章第4の2の(2)のア)

- 帰国・外国人児童等の受入れに際しては、当該児童が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう配慮
- 他の児童についても、帰国・外国人児童等と共に学ぶことにより、異文化理解や共生の姿勢を育てるよう配慮

② 日本語の習得に困難のある児童への通級による指導(第1章第4の2の(2)のイ)

- 一人一人の日本語能力を把握しつつ各教科・日本語指導の目標を明確に示し、きめ細かな指導を行う
- 特別の教育課程編成・実施の制度を活用しながら、児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行う
- 日本語の習得に困難のある児童が在籍する学級において、授業の日本語や学習内容を理解・定着するための支援、自律的に学

習

できるようにするための支援、学習や生活に必要な心理的安定のための支援などを行う

- 日本語の習得に困難のある児童の指導を効果的に行うため、児童の在籍学級の教師、日本語指導を担当する教師、学校管理職など、全ての教職員が協力しながら、学校全体で取り組む体制を構築する

学習指導要領等における記載②

「高等学校学習指導要領」（平成30年3月告示）

第1章 総則

第5款 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(2) 海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導

- ア 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。
- イ 日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編」（平成30年7月）の概要

第6章 生徒の発達の支援

第2節 特別な配慮を必要とする生徒への指導

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

2 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導

(1) 学校生活への適応等(第1章総則第5款2(2)ア)

- 帰国・外国人生徒等の受入れに際しては、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう配慮
- 他の生徒についても、帰国・外国人生徒等と共に学ぶことにより、異文化理解や共生の姿勢を育てるよう配慮

(2) 日本語の習得に困難のある生徒への指導(第1章総則第5款2(2)イ)

- 一人一人の日本語能力を把握しつつ各教科・日本語指導の目標を明確に示し、きめ細かな指導を行う
- 義務教育段階では特別の教育課程編成・実施が可能であるが、高等学校段階においても、生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要
- 学校生活に必要な基礎的な日本語の習得のための指導を行ったり、各教科等の指導と学習のために必要な日本語の習得のための指導を統合して行ったりするなどの工夫が考えられる
- 日本語の習得に困難のある児童の指導を効果的に行うため、学校全体で取り組む体制を構築することが重要。また、日本語教育や母語によるコミュニケーションなどの専門性を有する学校外の専門人材の参加・協力を得ることも大切

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。
- 基本方針の構成は、「第1章 日本語教育の推進の基本的な方向」「第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項」「第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項」。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項（概要）

1 日本語教育の機会の拡充

（1）国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

- 日本語指導が必要な児童生徒は、外国籍・日本国籍合わせて5万人を超える状況。母語が多様化、集住傾向にあるなどの複雑な様相。
- 約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという実態が明らか。
- 適切な教育の機会が確保されることが不可欠。外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずる。
- 母語・母文化の重要性、保護者への教育に関する理解促進についても留意する。また、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出する。

【具体的施策例】

・外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制の充実（日本語指導に必要な教員定数の着実な改善、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用など地方公共団体における指導体制の構築）	・外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上（教員養成段階における取組を推進、地方公共団体等が実施する研修の充実、研修指導者の養成等）
・中学校、高等学校における進路指導の提供、外国人生徒等へのキャリア教育等の包括的な支援 ・公立高等学校入学者選抜における帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等、特別な配慮の促進	・障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人の子供の支援について学べる環境づくり
・地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進 ・地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定	・学校において、日本人を含む全ての児童生徒等が、我が国の言語や文化に加え、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくり

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（令和2年7月1日 文部科学省）

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定。

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

（1）就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

（2）就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別的就学勧奨の実施
- ブレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組
- 幼稚園等への就園機会の確保

（3）出入国記録の確認

- 必要に応じ、在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し、居住実態を把握

2. 学校への円滑な受入れ

（1）就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

（2）障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

（3）受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

（4）学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

（5）学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

（6）高等学校等への進学促進

- 早い時期から進路ガイダンス・進路相談等を実施
- 公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒特別定員枠の設定等の取組を推進

3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

第Ⅱ部 各論

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

(2) 指導体制の確保・充実

- ① **日本語指導のための教師等の確保**
 - 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
 - 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
 - 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築
- ② **学校における日本語指導の体制構築**
 - 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
 - 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
 - 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知
- ③ **地域との関係機関との連携**
 - 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
 - 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- ① **教師等に対する研修機会の充実**
 - 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
 - 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築
- ② **教員養成段階における学びの場の提供**
 - 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討
- ③ **日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発**
 - 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
 - 情報検索サイト「かすたねと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信
- ④ **外国人児童生徒等に対する特別な配慮等**
 - 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
 - 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

(4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

千葉県立生浜高等学校の取組

外国につながる生徒への対応

➤ 学校設定科目「日本語基礎」開講

- 週1回（45分×2コマ）1年間⇒2単位
- 内容：作文（母語／日本語）／漢字（JLPTレベル別）／文法スピーチ（事前にテーマを与える）出身国文化紹介（文化祭・定時制通信制総合文化大会等）英語・日本語弁論大会への参加（希望者のみ）
- 日本語基礎と他教科の連携

➤ 外国につながる生徒支援委員会設置

文部科学省委託事業（平成31～令和2年度） 「多様性に応じた新時代の学びの支援充実事業」

➤ 各教科の授業における取組

- 予習プリント、授業後に学習内容の要約文配布
- 生徒の母語等で説明するプリント等配布
- 日本文化の理解に加えて、各国の文化を学ぶ

➤ 多文化理解教育の充実

➤ 生徒会主催の勉強会

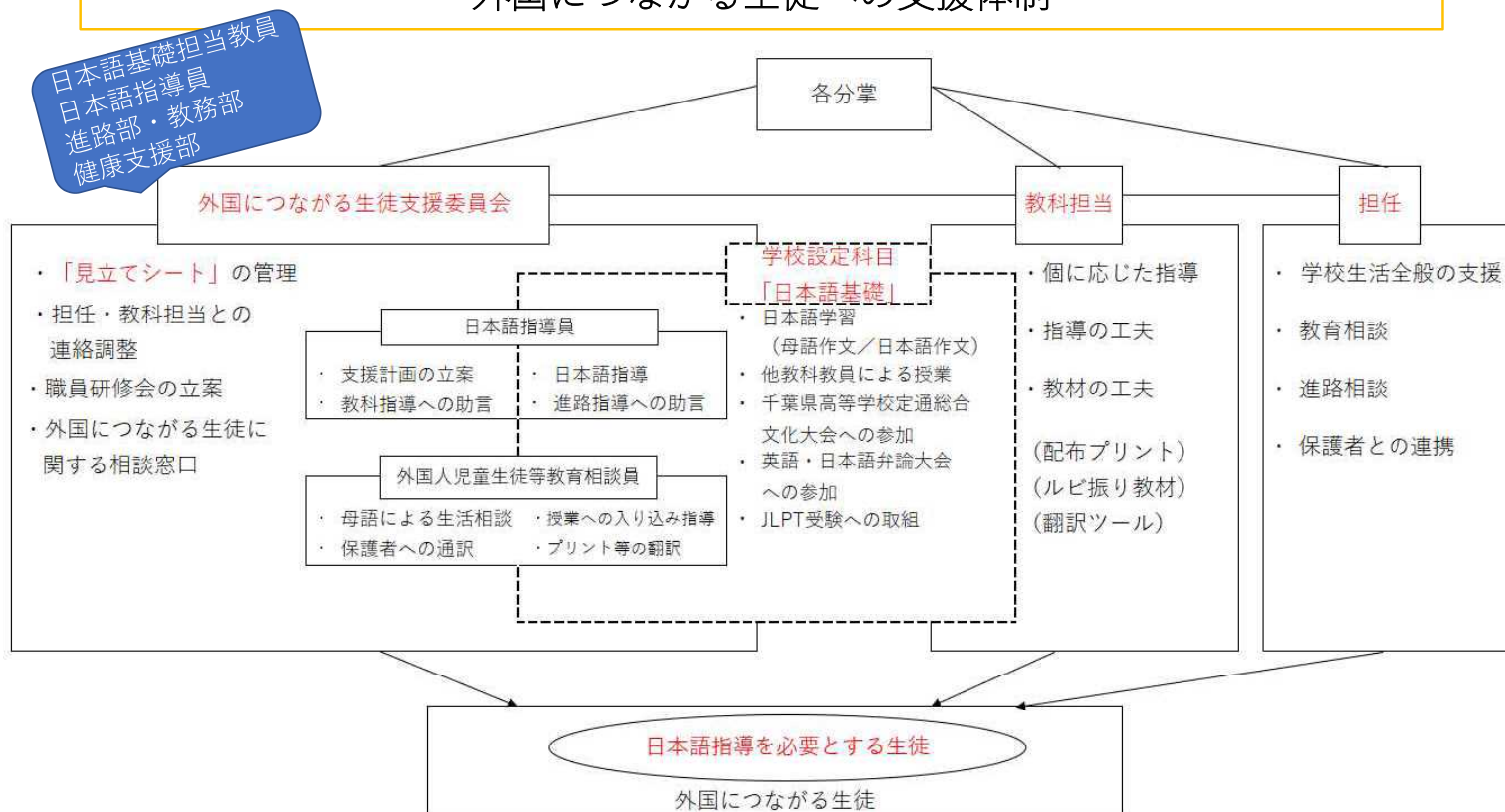
➤ 進路実現に向けた指導の充実

- 日本語学習会（毎週月曜日）、長期休暇期間学習会（週1回目安）等
- 日本語能力試験や英検、大学受験等の学習

➤ 「見立てシート」の活用

➤ 情報の共有化

外国につながる生徒への支援体制



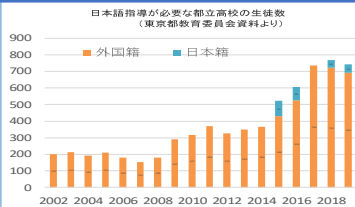
「見立てシート」の活用

- 外国につながる生徒に対する教師の「見立ての力」をつけるため
- 外国につながる生徒の情報を共有化するため
- 進路指導（生活指導）を充実させるため
- 教科指導を充実させるため
- ICT活用に結び付けるため

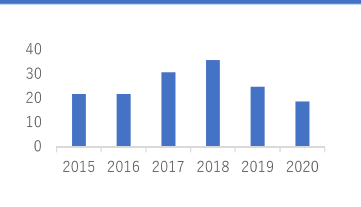
「見立てシート」の
記入が目的ではない

高等学校における日本語指導等の取組について 東京都立高等学校の事例

東京都立高校における高校生の受入状況 → 10年間で4倍に



日本語指導の必要な高校生の受入状況 都立A高等学校定時制課程



高校生が入学したとき直面する課題

- ・ 大切なお知らせがどれか分からない。
- ・ 書類をどう提出したらよいのか分からない。
- ・ プリントの漢字が難しい。
- ・ 保護者に通訳している。保護者に通訳してもらう。
- ・ 相談相手がいない。

- ・ 先生の話す、書く、日本語が難しい。
- ・ 授業がわからない、教科書が難しい。
- ・ 学校や教室の掲示板上に書かれている日本語が読めない。授業の教室に行けない。
- ・ ホームルームで友人ができない。
- ・ 学校行事の参加のしかたがわからない。
- ・ これまで日本の学校で「ガイジン」「日本語がおかしい」など、いじめを受けた。

高校ができること

→ 日本語の指導・支援等を始めるために必要な情報を集める

- ・ 高校生が書いたものから（入試結果、提出書類）。
- ・ 高校生との面談・対話・授業中の活動から（ホームルームや授業）。
- ・ ルビ振り入試などの特別な入試方法で入学したかどうか（入試方法）。
- ・ 中学校や支援者からの情報があるか（学校外との連携が前提）。
- ・ 生徒相談カードの活用（来日年、母語、在留資格、日本語学習歴、通訳情報など）。

結果は真

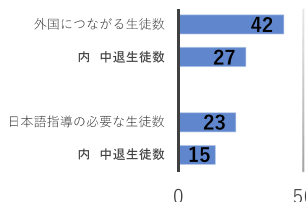
- ・ 入試担当、担任、教科担当など、担当者により日本語指導が必要かどうか判断が異なる場合がある。
- ・ 高校生の日本語のさまざまなレベルについての専門的・客観的な評価の体制や方法が確立されていない。
- 指導・支援の対象とならない生徒が出てしまう。

ポイント！

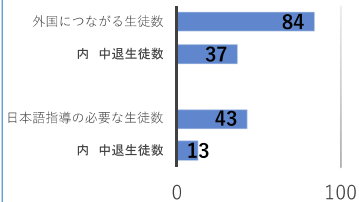
- ・ 生徒や保護者の声を聞く機会をつくる。
- ・ 学校を開き、通訳、専門家、支援者、NPO、関係機関と連携する。

日本語指導の必要な高校生 深刻な高校中退

都立B高等学校定時制課程 中退者数 1998～2005年



都立C高等学校定時制課程 中退者数 2005～2013



高等学校における日本語学習指導のしくみ

東京都立高校の事例

1 「学校設定教科・学校設定科目」の開講

- ・ 学校独自の日本語の授業を実施することができる。
- ・ 学校で名称、目標、内容、単位数等について話し合うことができる。
- ・ 高校生の実態に合わせたカリキュラム編成、年間授業計画が可能である。
- ・ 高校が推薦した日本語教育指導者を、市民講師として採用できる。

(高校免許は不要で、専任教員とのチーム・ティーチングで対応)

- ・ 単位制高校や多部制の高校ではさまざまな展開が可能である。

2 「日本語外部人材活用」制度

- ・ 授業の前後で日本語指導や教科の補習授業を実施（弾力的な活用が可能）。
- ・ 高等学校が、地域の日本語支援の団体・NPOや個人に依頼する。
- ・ 高等学校教員の免許がなくても担当できる。
- ・ 高校生一人あたりの時間数がある（1年間が原則だが、2年目繰越可）。
- ・ 各高等学校が「日本語外部人材」を募集、都教委が認定する。

結果は真

- ・ 高等学校が、「日本語外部人材」担当を探さなければならない。
- ・ 「日本語外部人材」担当の研修等の機会がない。支援団体等に任せざるを得ない。
- ・ 学校組織の中での位置づけが弱く、「日本語外部人材」担当が孤立してしまう。
- ・ 「日本語外部人材」担当が生徒から受けた多様な相談を、誰に伝えればよいのか。

3 個別学習

- ・ 科目の授業と同時並行に小人数で行う授業。「取り出し授業」とも言う。
- ・ 授業に日本語指導・支援の観点を取り入れるなど工夫をしている。
- ・ 担当教員は高等学校教員の免許が必要(国語科、地歴科・公民科など)。

課題

- ・ 専任教員が担当できないことが多い(専任教員の授業時数や時間割に左右)。
- ・ 多くの東京都立高等学校が、個別学習の担当教員を非常勤講師に委ねている。(日本語教育の経験者は少なく、研修制度や採用制度が整備されていない)。

取組事例1 東京都立O高等学校 定時制課程学年制普通科

新たに学校設定教科と学校設定科目を活用して日本語授業を開講

- 学校設定教科「国際理解」を置き、その中に日本語の学校設定科目を開講。
 - ・ 学校設定科目「日本語コミュニケーションA」(1学年)
 - 「日本語コミュニケーションB」(2学年)
 - 「日本語コミュニケーションC」(3学年)

(選択科目 学年進行 各2単位 最大6単位)

地域の日本語支援・外国人支援のNPOと連携した教育活動

- ・ 「国際理解ウィーク」地域の市民講師やNPOによる多様な授業を展開。高校生が日本語教室を訪問し、外国人住民と交流する。
- ・ 「文化祭」で地域のNPOの活動を紹介する。
- ・ 「部活動」で日本語学習 ・ 「総合的な学習の時間」地域の多文化マップ作り。

高等学校における日本語指導と総合的な教育活動・支援体制の事例 東京都立高校の事例

取組事例2 東京都立H高等学校 定時制課程単位制昼夜間普通科

教科のなかに日本語の学校設定科目を開講

- ①教科「国語」のなかに、日本語の学校設定科目を開講
 「日本語コミュニケーション」(2単位)
 「日本語文法」(2単位)
 「日本語漢字語彙」(2単位)【最大計6単位】
 ・自由選択授業(1～2年生の日本語指導の必要な高校生が対象)
 ・日本語教育の市民講師と専任教員による「チーム・ティーチング」で実施。

②個別学習(「取り出し授業」)

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 国語科・国語総合 | 1学年(2単位) | 2学年(2単位) |
| 公民科・現代社会 | 1学年(2単位) | |
| 地歴科・世界史 | 3学年(2単位) | |
| 地歴科・日本史 | 3学年(2単位) | 【最大計10単位】 |

③補習授業

- ・始業前・放課後に高校生の補習、進路学習に取り組む。
- ・進学・就職のための作文練習、「履歴書」書きの練習など。
- ・学年・進路指導部・日本語指導・外部人材講師とが連携。

取組事例3 東京都立K高等学校 定時制課程学年制普通科

学校運営連絡協議会・評価委員の活用【保護者・有識者の声を高校現場に反映する】
 保護者・地域のNPO代表・大学の研究者等から、提言や学校評価をしてもらう。

退職教職員による日本語の補習授業

始業前・放課後に、退職教職員のボランティア制度を活用して複数の補習を実施。
 大学と連携した多文化共生シティズンシップ学習【東京学芸大学国際教育センター】
 授業のカリキュラムを大学と連携してつくる、高校生が主体の市民性教育の実践。

- ・外国につながる高校生と保護者の声が届き、社会と時代に対応する高校。
- ・専門家・支援者・地域とともに、教育活動と支援体制を充実させる高校。
- ・高校中退など課題に対応「多様な子どもたちを誰一人取り残さない」高校。

これからの高等学校の在り方 めざす方向

受け入れのための高等学校の体制づくり

学校組織の中に分掌・委員会をつくる

「日本語支援・多文化共生委員会」

- ・各分掌、学年、教科から委員を選出する。
- ・さまざまな情報や課題を集約し、目標を立て学校の取組をすすめる。

取組内容

- ・新入生ガイダンスの企画・運営(日本語指導の必要な高校生向け)。
- ・個別学習の授業の準備と整備。
- ・研修会の企画(在留資格についての弁護士の講演ほか)。
- ・進路指導に関わる教育活動への協力。
- ・学校内の情報の共有と意見交換。
- ・保護者面談などの通訳の依頼などへの支援。

多文化共生の教育活動と支援体制に向けて

居場所づくり

【多言語交流部(ONE WORLD)】の取組

外国につながる高校生と日本人生徒が、共に生きる社会の準備として。

- ・外国につながる高校生のためのエンパワーメントと安心できる居場所をつくる。
- ・母語保障、日本人生徒との交流、共通言語としての英語の活用、多言語交流など。
- ・移民の背景のある留学生及び大学生とのワークショップ、大学訪問、文化発表会。
- ・高校/NPO「Kuriya」(海老原周子代表)/大学(徳永智子・筑波大)との三者連携。

多文化共生学習

- ・公民科：学校設定科目「シティズンシップ」(2単位自由選択)の授業実践の取組。
- ・NPO「カタリバ」/市民/研究者/専門家/高校教員の協働による市民参加型授業。
- ・高校生が主体の授業、対話型ワークショップ、インターネットでの作品発表など。

教職員研修

【外国籍高校生の進路実現に向けて】

東京都内の弁護士(多文化共生教育ネットワーク東京/TEAM-Net)による、外国籍高校生の在留資格と進路に関わる教職員研修会の開催。

神奈川県立座間総合高等学校の事例

神奈川県公立高等学校入学者選抜 「在県外国人等特別募集」

令和3年度入学者選抜では本校(定員10名)を含む公立13校(令和4年度から18校に)で実施。(定員計145名)
 一般募集と別枠で選考。英語・国語・数学と面接、問題はルビ付き。

志願資格は外国籍を有する人(難民と認定された人を含む)、または日本国籍を取得して3年以内の人で、いずれの場合も
 入国後の在留期間が3年以内の人。(令和4年度から6年以内に緩和)

本校には開校からこれまで、のべ19か国の生徒がこの募集枠で入学。

プレイスメントテスト(合格発表後に実施し、日本語能力を把握し授業での対応を決める)

事前に合格者の在籍する各中学校やフリースクールなどに電話等で、生徒の日本語力や中学校での様子、家庭環境など、
 今後の高校生活において必要と思われることを、可能な限り詳しく聞き情報収集し、事前資料を作成。

日本語力判断テスト・日本語による作文・音読と教科ごとの個別対応授業判定(教科書を見せたり、小テストを実施するなど)。

教科ごとに、①個別対応授業、②個別対応授業で様子を見る、③一斉授業で様子を見る、④一斉授業に判定。

個別対応授業(取り出し授業)を実施している科目

1年次...国語総合・現代社会・数学Ⅰ・数学A・化学基礎・保健・家庭基礎

2年次...現代文A・古典A・世界史A・世界史B・数学Ⅱ・地学基礎・生物基礎・保健

3年次...現代文B・日本史A・地理A・政経

年度途中で、一斉授業から個別対応授業、個別対応授業から一斉授業に変更することもある。

担当者は、各教科で年度当初、常勤、非常勤で他の科目と同様に決定。

やさしい日本語でゆっくりはっきり話す、プリントや板書、テストにルビを振る、映像や写真、実物などの視覚教材を活用する、中学の内容まで戻って復習する、など各教科で工夫している。

日本語指導（個別対応授業の中での指導・学校設定科目・放課後補習・夏期集中講座）

1年次 個別対応授業の中での指導、週3回の放課後補習（1時間半程度）で実施。
 2年次 個別対応授業の中での指導、学校設定科目「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」で実施。放課後補習への参加も可。
 3年次 個別対応授業の中での指導、学校設定科目「日本語Ⅱ」「日本語Ⅲ」「日本語上級」で実施。放課後補習への参加も可。
 「日本語Ⅰ」文法事項、表記、語彙を習得するとともに読解能力を高める。日本語能力試験N2レベルの教材。
 「日本語Ⅱ」より発展的な文法事項、表記、語彙を習得するとともに読解能力を高める。日本語能力試験N2・N1レベルの教材。
 「日本語Ⅲ」小論文の書き方を練習、600～1200字が書けるように指導。日本語能力試験N2・N1レベルの演習問題。
 「日本語上級」小論文の書き方や討論の仕方を学ぶ。新聞やニュースなどを使い、現代社会の問題について考え、自分の意見を発表できる力をつける。
 夏期集中講座「日本語能力試験対策」6時間×5日間。
 個別対応授業は各教科の担当者、学校設定科目は国語科教員と非常勤講師、放課後補習と夏期集中講座は、主に日本語の非常勤講師、外国につながるのある生徒への学習支援員、多文化教育コーディネーターで実施。

日本語指導が必要な生徒への支援体制

在県外国人等特別募集で入学した生徒や日本語指導が必要な生徒への支援はグループ（分掌）に位置付け。在県外国人等特別募集の入学前のガイダンスや学校案内、プレイスメントテスト、日本語補習、多文化教育コーディネーター、学習支援員との連携、通訳支援など多岐にわたって担当。
 担当グループが中心となり「在県外国人生徒支援会議」を月1回程度開催。生活面、学習面、進路などの支援について検討協議。

日本語指導が必要な外国人生徒等に係る三重県教育委員会の取組①

外国人生徒支援のための外部人材の配置

- 外国人支援専門員（スペイン語1名、ポルトガル語2名、フィリピン語2名）

業務：外国人生徒への母語による学習支援や保護者を対象とした教育相談、翻訳・通訳を担当

配置：日本語指導が必要な外国人生徒が多く在籍する高校3校に配置

勤務日数：180日（月15日）

- 日本語指導アドバイザー（1名）

業務：外国人生徒の日本語学習への支援、外国人生徒向け学習資料の作成、教職員を対象とした日本語指導に係る研修等を担当

配置：日本語指導が必要な外国人生徒が多く在籍する高校1校に配置し、特定の曜日に2校に派遣

勤務日数：年間180日（月15日）

各校で実施している取り出し授業（国語総合、古典B、現代文B、現代社会、科学と人間生活、保健等）や日本語学習に係る学校設定科目の授業における生徒の学習支援や、保護者宛文書のルビ振りや母語への翻訳、外国人生徒向け入学者説明会等における保護者の通訳など

海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の実施

※ 平成25年度入学者選抜から実施

- 応募資格（外国人生徒等の場合）

保護者とともに三重県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が6年以内の者

- 検査内容（後期選抜）

作文と面接（各高等学校長の判断により学力検査を課すことができる。また、作文と面接の使用言語については、母語（または英語）又は日本語により実施できることとし、各高等学校長が定めるものとする。）

日本語指導が必要な外国人生徒等に係る三重県教育委員会の取組②

日本語学習クラブの実施

- 目的
県立高等学校で学ぶ日本語指導が必要な外国人生徒を対象として、社会生活に必要な日本語の力（話す、聞く、読む、書く）を育むことを目的とし、専門家による日本語指導のほか、日本の社会の一員として、自立して生きるうえで必要な社会制度や生活文化について学ぶ場を提供する。
- 内容
 - ・「話す」「聞く」「読む」「聞いたことや読んだことをまとめて書く」活動を通じて、来日後間もない外国人生徒が、高校生活の早い段階で、日本語能力試験N3相当の日本語能力を実践的に身につける。
 - ・キャリア教育の視点を含めた日本語学習教材である「日本語学習で未来を描く～高校生版みえこさんの日本語ワークシート～」(公益財団法人三重県国際交流財団が作成)を活用して、進学や就職に必要なことを学んだり、労働条件や税金などの職業に関する知識を身につけたりする。
 - ・地域で働いている外国人の先輩を招いて、将来の進路について考えたり、日本の生活文化について理解を深めたりする。
- 実施スケジュール
放課後に1時間程度で年間30回
- 参加方法
実施校の生徒は放課後に指定の教室に集まる。実施校以外の生徒は、オンデマンドでクラブの動画を視聴する。
- 講師
公益財団法人三重県国際交流財団が派遣する講師

日本語指導が必要な外国人生徒等に係る三重県教育委員会の取組③

教員・保護者への支援

- 日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する県立高校の教職員を対象に、日本語学習クラブで使用する教材を使った日本語の指導の方法について、教職員研修会を年4回開催(R3)
- 日本語学習クラブの動画や教材のアーカイブを作成し、来年度以降、日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する高校において活用
- 外国人生徒の在籍状況や学習状況等を把握し、学校生活、進路等のガイダンスを行うため、母語の通訳・翻訳にかかる経費の支援
- (財)三重県国際交流財団と連携して作成した、「高校進学ガイドブック」(日本語ルビつき、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語、ビザヤ語、タイ語、インドネシア語、韓国・朝鮮語の10カ国語の資料)を(財)三重県国際交流財団のWebページに掲載

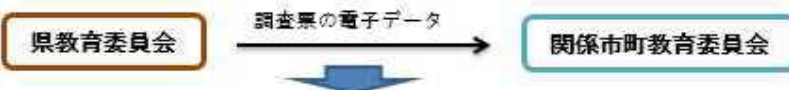
中学校との連携

- 内容
日本語指導が必要な外国人生徒等に関する学習状況等について、7市教育委員会と連携し、関係中学校と関係高校7校において、学習者情報を引継ぎ
- 引継ぎ項目
名前、国籍、母語、本人及び保護者の日本語能力、本人の来日履歴学習。日本語能力の記録(取り出しの有無、取り出しの時期、取り出し教科・科目など)

中学校と高等学校間における日本語指導が必要な外国人生徒等の 学習指導に係る情報の引継ぎの流れ

引継ぎに関する流れ

① 本紙及び調査票の送付（電子データ）

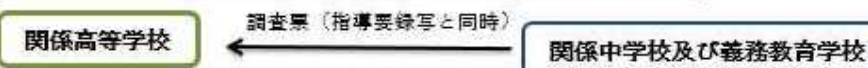


② 関係市町教育委員会から所管の中学校及び義務教育学校に説明
※調査票電子データ配付

③ 関係高等学校から関係中学校及び義務教育学校に引継ぎに関する依頼文を送付
（郵送又は手渡し）



④ 関係中学校及び義務教育学校から関係高等学校に調査票を引継ぎ



高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議の設置について

令和 3 年 4 月 2 7 日
総合教育政策局長決定

1. 趣 旨

近年、我が国に在留する外国人が増加していることに併せて、この 10 年で、公立小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数は大幅に増加している。一方で、文部科学省が実施した調査によると、高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は、中退率や非正規雇用率が高いという状況も明らかとなっている。

また、中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和 3 年 1 月 2 6 日答申）」において、高等学校における外国人生徒等に対する指導の充実を図るため、「特別の教育課程」の適用を含めた取り出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方について検討を進めるべきと提言された。

上記の提言等を踏まえ、高等学校における「特別の教育課程」編成・実施の制度化等について具体的な検討を行うため、本検討会議を開催する。

2. 検討事項

高等学校における日本語指導のための「特別の教育課程」編成・実施について、制度化を見据えた検討を行う

3. 実施方法

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

4. その他

本件に関する庶務は、関係課の協力を得て、総合教育政策局国際教育課において行う。

(別 紙)

高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議 委員一覧

オチャンテ 村井 ロサ メルセデス	桃山学院教育大学人間教育学部人間教育学科准教授
佐藤 郡衛	明治大学特任教授、国際交流基金日本語国際センター所長
高橋 清樹	特定非営利活動法人子どもと生活文化協会総括コーディネーター、 認定 NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長
角田 仁	東京都立町田高等学校定時制課程主任教諭
額田 豊一	神奈川県立座間総合高等学校長
浜田 麻里	京都教育大学教授
山本 エリ	三重県教育委員会事務局高校教育課指導主事

(五十音順、敬称略)

高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議 検討経過

令和3年5月26日 第1回会議

- 運営規則の決定について
- 高等学校における日本語指導に関する現状と課題について
- ヒアリング
 - ①角田委員
 - ②千葉県立生浜高等学校

令和3年6月14日 第2回会議

- ヒアリング
 - ①額田委員
 - ②山本委員
- 高等学校における日本語指導の制度化の必要性等について

令和3年7月19日 第3回会議

- 高等学校における教育の基本的な考え方等（ヒアリング）
 - ①初等中等教育局参事官付（高等学校担当）
 - ② 同 教育課程課
- 高等学校における日本語指導の制度化の在り方と充実方策について
- 論点整理（案）について

令和3年8月30日 第4回会議

- 高等学校における日本語指導の制度化に関する論点整理（案）について

令和3年9月22日 第5回会議

- 高等学校における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）（案）について